

座禅洞だより



「美味しいんぼ」が語りかける 「脱ひばく」

松井英介

「原発の運転で人格権が侵害される危険がある」とする判決が、5月21日福井地裁でありました。大飯原発運転差し止めた訴訟の判決です。人格権とは、人が自己の生命・身体・自由・名誉など人格的利益について有する権利（「広辞苑」）。「原発は人格権を侵害する」つまり「人間らしく生きることを否定する」と言い換えても良い。これ以上重い判断があるでしょうか！

そして5月26日、京都新聞は次のように報じました。

自主避難に初の賠償支払い命令 京都地裁、東電に 福島第1原発事故で福島県内から京都市内へ自主避難し、東京電力に損害賠償を求めて京都地裁へ提訴した40代男性が賠償金の返払いを申し立てた仮処分の決定で、京都地裁（佐藤明裁判長）が東電に月額40万円の支払いを命じたことが25日、分かった。決定は20日付。

この裁判の訴状の一節を、以下に紹介します。

「郡山市でも、除染は行われているが、（中略）子ども3人と夫婦が暮らす一戸建て家屋で、除染作業終了後、ベランダから6、95マイクロシーベルト/時もの帰宅困難区域と同程度の線量が計測され、所有者が郡山市と被告に善処を求めたが、（中略）解決の方途が見つからない」（甲B第6号証）。「このような状況下の郡山市に幼い子どもたちを連れて帰還できないとの原告らの判断は、合理的であるし、今後、長期にわたって、このような状況が改善しないことも十分予測できるところである」。「 Chernobyl の教訓に学ぶとき、いかなる困難があっても、自分の人生をかけて我が子を守ろうとし、避難させようと思うのは、親としての当然の願いであり、行動である」。

以下は、この裁判のために書いた私の意見書、結論の一節です。

「2012年年8月までの自主避難については福島第一原発事故との因果関係を認めるものの、同年9月以降の自主避難については因果関係を認めないと聞きました。東電と日本政府のこの考え方は、今なお高線量の福島に幼い子どもたちを連れて帰還せよというものです。これは、「低線量」内部被曝の健康障害について積み重ねられてきた国際的な知見を無視し、 Chernobyl の原発事故の経験に学ばない、子どもの人権を踏みにじる暴論という外はありません」。

この間の心ない「美味しいんぼ」攻撃は、私たちに「何をなすべきか」を考えさせてくれました。

そして、これらの判決は「脱ひばく」=次世代を被曝させない運動への大きな励ましになっていきます。

■ 岐阜環境医学研究所・座禅洞診療所

● 呼吸器疾患・禁煙治療・漢方相談

診療 日：月曜・木曜・金曜

受付時間：9:00~12:00

Tel: 052-295-9545

FAX: 052-296-3903

E-mail: azendoh@ccn.aitai.ne.jp

<http://zazendoh.town-web.net/>

第123号 2014.6.1.

毎月1回発行 座禅洞診療所 松井英介